	(4)　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等は、作業終了後、隔離ほ場内で洗浄すること等により、意図せずに本遺伝子組換えイネが隔離ほ場の外に持ち出されることを防止する。 (5)　隔離ほ場が本来有する機能が十分に発揮されるように、設備の維持及び管理を行う。 (6)　(1)から(5)までに掲げる事項を第一種使用等を行う者に遵守させる。 (7)　生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画書に基づき、速やかに対処する。

承認番号　09―46Ｐ―0010

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 理事長　堀江　　武 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	高トリプトファン含量イネ （*OASA1D, Oryza sativa* L.）（KA317）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	所 在 地：茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 名　　称：独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 作物研究所　隔離ほ場 使用期間：承認日から平成23年３月31日まで 1　隔離ほ場の施設 (1)　部外者の立入りを防止するため、隔離ほ場を取り囲むようにフェンスを設置している。 (2)　隔離ほ場であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を明示した標識を見やすい所に掲げている。 (3)　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等に付着した土、本遺伝子組換えイネの種子等を洗浄によって除去するための洗い場を設置しているとともに、当該イネの隔離ほ場の外への流出を防止するため、沈殿槽、網等の設備を排水系統に設置している。 (4)　野生動物等の摂食を防止するため、遅くとも出穂期までには、防鳥網を本遺伝子組換えイネの栽培水田を取り囲むように設置する。 2　隔離ほ場での作業要領 (1)　本遺伝子組換えイネ及び比較対照のイネ以外の植物が、当該イネの栽培水田で生育することを最小限に抑える。 (2)　本遺伝子組換えイネを隔離ほ場の外に運搬し、又は保管する場合は、当該イネが漏出しない構造の容器に入れる。 (3)　(2)により運搬又は保管する場合を除き、本遺伝子組換えイネの栽培終了後は、当該イネ及び比較対照のイネを隔離ほ場内にすき込む等により、確実に不活化する。

	(4)　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等は、作業終了後、隔離ほ場内で洗浄すること等により、意図せずに本遺伝子組換えイネが隔離ほ場の外に持ち出されることを防止する。 (5)　隔離ほ場が本来有する機能が十分に発揮されるように、設備の維持及び管理を行う。 (6)　(1)から(5)までに掲げる事項を第一種使用等を行う者に遵守させる。 (7)　生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画書に基づき、速やかに対処する。

○国土交通省告示第八百九十二号

都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第十二条第二号の規定に基づき、平成十九年国土交通省告示第四百二十八号（国土交通大臣が指定する都市計画区域を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年八月十一日

国土交通大臣　金子　一義

群馬県の項中「大間々都市計画区域、笠懸都市計画区域」を「みどり都市計画区域」に改める。

○国土交通省告示第八百九十三号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十一日

国土交通大臣　金子　一義

一　登録建築物調査機関の名称

株式会社損保ジャパン・リスクマネジメント

二　住所

東京都新宿区西新宿一丁目二十四番一号

三　代表者氏名

代表取締役社長　瀬尾　**隆**史

四　登録年月日

平成二十一年七月三十一日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

株式会社損保ジャパン・リスクマネジメント

東京都新宿区西新宿一丁目二十四番一号

○国土交通省告示第八百九十四号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十一日

国土交通大臣　金子　一義

一　登録建築物調査機関の名称

株式会社総研

二　住所

栃木県宇都宮市木幡二丁目4番5号

三　代表者氏名

代表取締役　吉澤　光三

四　登録年月日

平成二十一年七月三十一日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

株式会社総研　栃木県宇都宮市木幡二丁目4番5号

○国土交通省告示第八百九十五号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十一日

国土交通大臣　金子　一義

一　登録建築物調査機関の名称

日本建築検査協会株式会社

二　住所

東京都中央区日本橋三丁目十三番十一号

三　代表者氏名

代表取締役　山崎　　哲

四　登録年月日

平成二十一年七月三十一日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

日本建築検査協会株式会社　東京都中央区日本橋三丁目十三番十一号